

群馬県高山村 村営住宅建設事業（令和８～９年度） 公募型プロポーザル公告

高山村が行う「群馬県高山村 村営住宅建設事業」を発注する事業者選定にあたり、公募型プロポーザル方式により受注者を募集するので、次のとおり公告する。

令和８年７月１０日

高山村長 後藤 明宏

１ 事業名称

群馬県高山村 村営住宅建設事業（令和８～９年度）

２ 履行期間

契約締結の日から令和９年１０月末日まで

３ 業務内容

「群馬県高山村 村営住宅建設事業 公募型プロポーザル実施要領」のとおり

４ 応募資格

本プロポーザルに参加する事業者は、参加表明書提出時まで下記のとおり全ての要件を満たすものとする。

（１） 共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

エ ぐんま電子入札共同システム 令和８・９年度 工事 の競争入札参加資格者名簿の営業品目で「建築一式」に登録されている者であること。

なお、共同企業体で参加する場合には、共同企業体の代表者が名簿に登録されていること。

オ 「参加表明書（様式１）」の提出日現在で村の指名停止措置を受けていないこと。

なお、「参加表明書（様式１）」の提出日から契約締結までの間に、村から指名停止措置を受けたときには、参加資格を喪失するものとする。

（２） 参加資格の要件

ア 建設にあたる者は、元請けとして、次の施工実績を要すること。

木造又は鉄骨造（軽量鉄骨を含む。）の新築賃貸住宅等工事を年間3棟以上（直近10年間に於いて最も実績のある12ヶ月以内の棟数）の実績があること。

イ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有すること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

エ 設計にあたる者は、建築士事務所（元請け）として、次の設計及び工事監理の実績を要すること。

木造又は鉄骨造（軽量鉄骨を含む。）の新築賃貸住宅（直近5年間）の実績があること。

オ 上記ウ及びエは、同要件を満たす建築士事務所に委託する場合は不要とする。

カ 共同企業体で参加する場合には、全体として上記要件を満たすこと。

5 手続き等

資料等については、高山村のホームページ又はぐんま電子入札情報公開システムから適宜ダウンロードすること

高山村ホームページ

URL：<https://www.vill.takayama.gunma.jp>

ぐんま電子入札情報公開システム

URL：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

6 問い合わせ先及び担当窓口

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856-1

高山村役場総務課：飯塚

TEL：0279-63-2111

FAX：0279-63-2768

E-mail：soumu@vill.takayama.gunma.jp